

日本ファンドレイジング協会大学チャプター運営規約

第1章 総則（名称、所在地及び設立）

第1条 本会は、日本ファンドレイジング協会大学チャプター（以下「本チャプター」）と称し、所在地は東京都文京区に置く。

2 本チャプターは、日本ファンドレイジング協会理事会の承認を経て、2019年3月7日に設立された。

第2章 目的及び事業

（目的）

第2条 本チャプターは、大学または広義の教育研究機関におけるファンドレイジング活動を推進することにより、当該機関及び教育研究機関における寄附文化の醸成に寄与することを目的とする。

（活動内容）

第3条 本チャプターは前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

（1）関係者ネットワークの構築

教育研究機関におけるファンドレイジング関係者をつなぎ、情報交換及び交流を通じて互いに相談し合える環境としてのネットワークを構築する

（2）セミナー、イベント、情報交換、調査・分析を行う機会の提供

教育研究機関におけるファンドレイジング関係者のスキル向上ならびにノウハウ習得を目的としたセミナーの開催、イベントを通じたプロフェッショナル・デベロップメントの機会の提供、及び調査・分析活動を行う

第3章 会員

（会員資格）

第4条 本チャプターの会員（俗称を「メンバー」とする）は、次の通りとする。

（1）本チャプターの目的に賛同し、教育研究機関においてファンドレイジングに携わる個人

（2）本チャプターの目的に賛同し、運営または活動に参加し、その発展に寄与することを希望する個人

（入会）

第5条 会員として入会しようとするものは、メンバー登録フォームにより事務局へ申し込むものとし、事務局は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

（会費）

第6条 会本チャプターへの入会は無料とし、会費は別途定めがない限り無料とする。

(退会)

第7条 会員は、事務局に退会連絡をすることで任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき

(2) 他の会員への著しい迷惑行為等により、運営委員会が退会を認めたとき

第4章 役員

(種別)

第8条 本チャプターに次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 共同代表 2人

(2) 事務局長 1人

(3) 会計 1人

(選任)

第9条 役員は総会において、会員の中から選任する。

2 共同代表と事務局長、事務局長と会計は、相互に兼ねることはできない。

(職務)

第10条 共同代表は、本チャプターを代表し、会務を統括する。

2 事務局長は、共同代表を補佐し、共同代表に事故があるとき又は共同代表2名が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本チャプターの会計を担当する。

(任期)

第11条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任任期とする。

第5章 運営委員

(選任、職務及び任期)

第12条 本チャプターには、10名または役員が必要と認めた数の運営委員を置くものとする。

2 運営委員は、本チャプターの活動を担当する。

3 運営委員の選出は自選他薦とし、役員及び総会の承認を得て決定するものとする。

4 運営委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(事務局)

第13条 運営委員及び役員で事務局を構成する。

第6章 総会

(種別)

第 14 条 本チャプターの総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 15 条 総会は、役員及び運営委員をもって構成する。

(審議事項)

第 16 条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 活動に関する事項
- (2) 予算案並びに決算に関する事項
- (3) 役員及び運営委員の選任に関する事項
- (4) 規則に関する事項
- (5) その他会務上必要な事項

(開催)

第 17 条 総会は、共同代表が招集する。

2 通常総会は、年 1 回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 共同代表が必要と認めたとき
- (2) 運営委員の 3 分の 1 以上から請求があったとき

(議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席した役員及び運営委員の中から選出する。

(定足数)

第 19 条 総会は、運営委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 20 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 21 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない役員及び運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面（電子文書を含む）をもって表決し、または他の役員・運営委員を代理人として表決することができる。

2 前項の場合における第 18 条及び第 19 条の規定の適用については、その役員または運営委員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員及び運営委員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が確認しなければならない。

(議事録の公開)

第 23 条 会員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第 7 章 役員会

(構成)

第 24 条 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第 25 条 役員会は、この規則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 26 条 役員会は、共同代表が必要と認めるときに招集する。

(議長)

第 27 条 役員会の議長は、共同代表がこれにあたる。

第 8 章 会計

(経費)

第 28 条 本チャプターの運営に要する経費は、勉強会の参加費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第 29 条 本チャプターの事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第 30 条 本チャプターの事業計画及びこれに伴う活動予算は、役員が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 31 条 本チャプターの事業報告及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、役員が作成し、役員相互の確認を受け、総会の議決を経なければならない。

第 9 章 雑則

(規則の変更)

第 32 条 この規約は、総会において議決を得なければ、変更することができない。

(委任)

第 33 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、共同代表が別に定める。

附 則

この規約は、2022 年 4 月 1 日から実施する。